二　モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

6　前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通株式等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通株式等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二　特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三　特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

7　第四項に定める額並びに第五項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

8　第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

9　第五項第三号及び第六項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

10　第五項第三号及び第六項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

11　第三項及び第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段の額とする。

第四十二条及び第四十三条　削除

第四十四条第一項中「第百五十二条」を「第百五十二条第二号」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合　次に定めるもの

イ　個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

ロ　特定海外債権引当勘定

ハ　支払承諾見返勘定

ニ　派生商品取引に係る資産

ホ　有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ　自己保有普通株式等、対象普通株式等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第四十条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト　第四十条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

チ　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第四十一条第十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

第四十五条第一号及び第二号中「以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産」の下に「（第四十条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）」を加える。

第四十七条第一項及び第二項中「定める期間」を「掲げる期間」に、「当該上回る額に二十五・〇」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五」に、「第三十七条に定める算式」を「第三十七条の算式」に改め、同条第四項及び第五項中「第三十七条に定める算式」を「第三十七条の算式」に改め、同条第三項中「第三十七条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、「第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額を控除した額」を「及び第四十条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額を控除した額」に改める。

第四十八条第一項第一号中「第二節」を「次節」に改め、「資産の額」の下に「（国内基準行にあっては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）」を加え、同項第二号中「相当額」の下に「を八パーセントで除して得た額」を加える。

第六十四条中「（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）」を削る。